

請求書・見積書の押印省略に関するQ & A

対象となるもの

No.	質 問	回 答
1	押印が省略できる書類は何か	令和7年4月1日以降に発行される請求書・見積書が対象になります。
2	電子メールでの提出も可能か	電子メールでの提出も可能ですが、請求書等はpdfファイルでの提出に限ります。送信先のメールアドレス等については、担当部署にご確認ください。 また、電子メールで請求書を提出される場合は、必ず担当部署に送信の連絡をしてください。
3	ファックスでの提出も可能か	ファックスでの提出はできません。文字が潰れるなどして判断できない可能性があるためです。
4	従来どおり請求書に押印し、郵送や持参してもよいか	押印していただいた請求書等も受理します。その場合は、「発行責任者」及び「担当者」の記載を省略できます。
5	契約書等に基づいて請求されている債権（委託料・工事請負費等）においても、押印を省略できるか	契約書等で、請求書等の押印を求めているもの以外の押印は省略することができます。
6	助成金や補助金等の請求書等も押印を省略できるか	補助金等については、個別の要綱等の規定によりますので、担当部署に確認してください。

押印省略の方法

No.	質 問	回 答
1	押印を省略する際の記載方法は	事業者（法人、団体等）の場合、「発行責任者」及び「担当者」の「氏名、連絡先」を記載してください。 必要に応じて町担当者から請求書等の内容について確認の連絡をする場合があります。
2	「発行責任者」とはどういった者か	「発行責任者」とは、代表取締役又は、支店長や営業所長といった社内において権限の委任を受けた役職者を指します。
3	「担当者」とはどういった者か	「担当者」とは、当該請求に関する事務を担当する者を指します。
4	「発行責任者」と「担当者」が同じ場合は、どのように記載するのか	「担当者」欄に「同上」と記載してください。
5	連絡先は携帯電話番号でもよいか	固定電話の番号を記載してください。 固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号を記載してください。

その他

No.	質 問	回 答
1	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正してもよいか	押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は行わず、改めて請求書等を提出してください。
2	契約書や請書の押印は省略できるか	契約書や請書への押印は省略できません。
3	契約書や請書に添付された収入印紙への押印（消印）は省略できるか	消印は省略できません。